

今回の改正による物質ごとの主な規定の適用（一覧）

条文		規制内容		オルトートルイジン	三酸化ニアンチモン
安衛法	57~57の3	表示、文書の交付、リスクアセスメント		●（従来通り）	●（従来通り）
	88	計画の届出	(安衛則別表第7第16号~第18号)	●	(安衛則別表第7第18号)
2	定義		「特定第二類物質」		「管理第二類物質」
2の2	適用除外（業務）		なし		● 樹脂等により固化化された物を取り扱う業務
4	特定第2類物質等の製造に係る設備		●		×
5	特定第2類や管理第2類物質に係る設備		●		●
6~6の3	4・5条の適用除外等の手続き		●		●
7	局排・プッシュプルの性能		抑制濃度1ppm		抑制濃度0.1mg/m ³
8	局排・プッシュプルの稼働時の要件		●		●
9	除じん		×		●
12の2	ぼろ等の処理		●		●
13~20	漏えいの防止（特定化学設備など）		●		×
21	床の構造		●		●
22、22の2	設備の改造等の作業		●		●
23	退避等		●		×
24	立入禁止措置		●		●
特化則	容器等	堅固な容器	第1項	●	●
		容器等への表示と保管	第2,3項	●	●
		空容器の保管上の措置	第4項	●	●
		貯蔵場所の設備	第5項	×	×
26	救護組織等		●		×
27、28	作業主任者の選任、職務		●		●
29~35	定期自主検査、点検、補修等		●		●（31条、34条は×）
36	作業環境の測定	実施 記録の保存	● ●30年		● ●30年
36の2	測定結果の評価と記録の保存 管理濃度		● 1ppm		● 0.1mg/m ³
36の3、36の4	評価の結果に基づく措置		●		●
37	休憩室		●		●
38	洗浄設備（改正内容は14p）		●		●
38の2	喫煙、飲食の禁止		●		●
38の3	掲示		●		●
38の4	作業の記録と保存		● ●30年		● ●30年
38の13	特別規定（旧38の13は38の12へ）				●
39~40の3	健康診断	雇入れ、定期 配転後 記録の保存	● ● ●30年		● ● ●30年
		健康診断結果の報告	●		●
		緊急診断	● ● ×		● ● ×
43~45	保護具（改正内容は13p）		●		●
53	記録の報告		●		●